

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会長 一戸隆男

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた宿泊施設の
清掃等マニュアルの策定について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.30)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者については、重症者を優先する医療体制へ移行を進めるため、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養が行われております。これら宿泊施設等の清掃方法に関するお問い合わせが寄せられていること、また厚生労働省生活衛生課からも、清掃にあたって感染症対策の観点から留意すべき事項を踏まえた清掃等マニュアルの作成依頼があり、当協会において別添のとおり策定いたしましたので、ご活用ください。

本マニュアルは、通常の清掃方法や手順は省略し、厚生労働省等が公表している事務連絡等に準拠した、感染症対策としての清掃・消毒に関する基本事項や留意点に特化してまとめたものになります。

医療施設における医療従事者の感染が報告されております。防護服の着脱が重要なポイントになってくると思われまますので、使用される防護服の適正な着脱方法を確認・訓練していただくようお願い申し上げます。なお、東京都福祉保健局や防護服メーカーなどのホームページに公開されております、防護服の着脱に関するマニュアルや動画も参考になるかと存じます。

ビルメンテナンス事業は、緊急事態宣言時においても継続が必要な事業として位置付けられております。会員の皆様のご協力が必要になってまいりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

記

【添付資料】新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp

令和2年4月 15 日

(公社)全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアルの
作成について(御依頼)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、無症状病原体保有者及び軽症患者(軽症者等)のうち、一定の条件を満たす者については、必ずしも入院勧告の対象とならず、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養を行うことができる、と示されたところです。また、国内の新型コロナウイルス感染症の感染者数も増大しており、宿泊施設等において、通常の清掃作業等に加えて感染症対策の観点から留意すべき事項を踏まえた、具体的な清掃等のマニュアル(以下「清掃等マニュアル」という。)の作成が求められています。

これらの状況を踏まえ、長年、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及等にご尽力いただいている貴協会において、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(令和2年4月7日改訂国立感染症研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター)等を踏まえた清掃等マニュアルを作成いただきたく、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル

令和2年4月 27 日作成

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を受け、通常の清掃作業方法に感染症対策として追加すべき手順等を検討した。また、軽症者等が宿泊施設等を利用する際の共用部分の日常清掃や利用後の居室の消毒・清掃作業については、使用する保護具の種類、消毒する箇所や手順等に十分注意して清掃作業を実施する必要があることから、厚生労働省等が発出している事務連絡等を参考に、具体的な清掃等マニュアルを取りまとめた。

2 施設利用者の違いに応じた清掃等マニュアル

(1) 軽症者等宿泊療養の場合

① 作業前の注意事項

清掃等作業従事者の感染予防にあたって、清掃事業者側は以下の点に注意する。

ア 現場責任者は、施設管理者から個人防護具着用の場合のみ入れる場所(ゾーン)(以下「非清潔区域」という。)とそれ以外の場所(ゾーン)(以下「清潔区域」という。)を把握し、すべての清掃作業従事者に周知すること。

イ 本社担当者または現場責任者は、全ての清掃作業従事者に対し、作業を行う前に保護具の正しい着脱について十分な訓練を行うこと。

ウ 本社担当者または現場責任者は、全ての清掃作業従事者に対し、次の行動を徹底させ、毎日確認すること。

- ・ 発熱や風邪の症状、倦怠感などが見られる場合は、業務につかない。
- ・ マスクの着用などの咳エチケットの実施や密室・密集・密接の3密を避ける。
- ・ 清掃前後の手洗い、アルコールによる手指消毒を徹底する。

(注)次亜塩素酸ナトリウム溶液で手指消毒は行わないこと。

② 利用中の居室内の清掃は軽症者等自身が行うことから、共用部分及び退去後の居室内の消毒・清掃方法について、以下のとおりまとめた。

ア 共用部分

(ア) 保護具

手袋(ビニール手袋又はゴム手袋)、サージカルマスク、眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル(目を覆うことができる物で代替可(シュノーケリングマスク等)。以下同じ。))、長袖ガウン、専用の履物又はシューズカバー(準備できない場合は非清潔区域を退室する際に靴の消毒を行うこと。)

※保護具は使い捨てを原則とする。

(イ) 清掃資機材

非清潔区域専用の資機材を用いる。消毒する際は使い捨て可能なペーパータオル

ル等を使用する。

(ウ) 消毒・清掃

通常の清掃に加え、ドアノブなどよく触る箇所(※1)は1日1回以上、0.05～0.1% (500～1,000ppm)の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行う。トイレは0.1% (1,000ppm)の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコール(70%)による清拭を毎日実施する。次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭した後は、水拭きを行う。

(※1)

・エントランスホール(玄関ホール)

ドアノブ、ドアノブ周囲、ドア枠、方立、ガラススクリーン、什器備品(テーブル等)、エレベータ S/W ボタン、S/W パネル、エレベータ表扉、三方枠、ゴミ箱、フロントカウンター(テーブル)、ロビーテーブル・椅子

・共用トイレ(稼働中の場合)

個室ドアノブ、ドアノブ周囲、衛生陶器便蓋、便座、洗浄レバー、操作パネル、トイレトペーパーホルダー、洗面台、鏡

・階段室(特に1F～3F)

手すり、階段室ドアノブ、ドアノブ周囲

・エレベータホール

エレベータ S/W ボタン、S/W パネル、エレベータ表扉、三方枠、什器備品(例:窓台、自動販売機等)

・廊下

居室入り口ドアノブ(廊下側)、ドアノブ周囲、セキュリティカードリーダー(シンダーキーの場合は鍵穴周囲)、手すり、什器備品(例:窓台、自動販売機等)

・エレベータ(籠内)

インジケーターパネル、S/W ボタン、エレベータ表扉(籠内側)、壁面(頭部、腰、足周辺が触れる可能性のある箇所)、セーフティーシュー(表扉ストッパー)

・清掃作業従事者使用エリア(清掃作業従事者が軽症者等に接触するリスクがある場合)

清掃作業従事者用トイレの衛生陶器、通用口等入り口ドアノブ、個室ドアノブ、更衣室ロッカードア、休憩室等、清掃作業従事者が触れる箇所

[参考:次亜塩素酸ナトリウム溶液 500ml の作成方法]

・濃度 0.05% (500ppm)

次亜塩素酸ナトリウム溶液5ml+水 495ml

・濃度 0.1% (1,000ppm)

次亜塩素酸ナトリウム溶液 10ml+水 490ml

(注)ここでいう次亜塩素酸ナトリウム溶液は市販されている「ハイター(塩素系。花王(株))」などの原液(5～6%濃度)を使用することを前提としている。なお、ハイターの商品付属の蓋に入る量は25ml、飲料用のペットボトルの蓋に入る量は5mlと言われている。(メーカーのHP等も参考とすること。)

(エ) 作業中の留意点

- ・清掃作業従事者と施設利用者が接触しないように、清掃時間・場所等に十分注意をする。
- ・作業中は、清潔区域に立ち入らない。
- ・十分な換気が確保された環境で作業を行う。
- ・特に接触頻度が高い、または汚れがある箇所は、表面の汚れを取り除いた上で清拭する。
- ・次亜塩素酸ナトリウムは素材を変色させる場合があるので、使用箇所に十分注意する。

イ 退去後の居室

(ア) 保護具

「ア 共用部分」で使用するものと同様とする。

(イ) 清掃資機材

「ア 共用部分」で使用するものと同様とする。

(ウ) 消毒・清掃

通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、0.1% (1,000ppm) の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコール (70%) により居室の内外のドアの取手やノブ等、利用者が頻繁に触れた箇所 (※2) を清拭し、消毒を行う。次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭した後は、水拭きを行う。

(※2)

・居室内

入ロドアノブ及びその周囲 (扉内側)、セキュリティーカードリーダーBOX (室内照明に連動) 入りロドアチェーン、壁面 S/W 類、窓開閉ノブ、ユニットバスドア (表側) ノブ及びその周囲

・ユニットバス、トイレ

ユニットバスドア (内側) ノブ及びその周囲 (内側)、洗面台天板、蛇口、仕切りカーテン、壁面、シャワーヘッド、吐水栓の鎖、タオルラックバー、トイレ各所 (衛生陶器便蓋、便座、洗浄レバー、操作パネル、トイレトペーパーホルダー)、鏡

・什器備品類

チェスト (引き出し)、ロッカー、靴ベラ、リモコン類、電気ポット、コップ類、テーブル、椅子、電話、目覚まし時計、冷蔵庫、テレビ外枠、ハンガー、空気清浄機の S/W ボタン及びその周囲、テレビ電源 S/W、および外枠、ラジオの電源 S/W 及び各種ボタン

・床

(エ) 作業中の留意点

- ・消毒・清掃作業開始前・作業中には、窓の開放や、浴室に換気設備がある場合は稼働させる等、十分な換気を行う。
- ・ウイルスを拡散させない方法で作業を行う。
- ・特に接触頻度が高い、または汚れがある箇所は、表面の汚れを取り除いた上で清

拭する。

- ・次亜塩素酸ナトリウムは素材を変色させる場合があるので、使用箇所に十分注意する。

③ リネン・廃棄物の取扱いについて

ア 清掃作業従事者がリネンの取り扱いを依頼された場合は、以下の点に留意すること。

- ・体液で汚れていないリネンを取り扱う際は、手袋とサージカルマスクを付けて取り扱う。
- ・体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクを付けて取り扱う。
- ・使用済みのリネンを取り外す際は、ウイルスが付着していることを想定して、埃等を飛散させないようにゆっくりと取り外す。その後、速やかに回収袋等に回収し、二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒する。

イ 清掃作業従事者が廃棄物の取扱いを依頼された場合は、以下の点に留意すること。

居室からのゴミの取り扱いが施設によって異なる場合があるが、利用者が前もって配布されたビニール袋に入れ、客室の外又はフロアごとに所定の場所に出す方法による場合、清掃作業従事者は、手袋、サージカルマスク、長袖ガウンをつけて回収する。

④ 清掃等作業後の退室等における注意事項

退室時の手洗い、入退室時の保護具の着脱方法、廃棄物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。

(2) 軽症者等宿泊療養以外の場合

- ① 原則、通常の清掃作業により対応するが、ドアノブなど多数の者の手が触れる場所や物品について、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- ② 感染者が確認された施設等においては、以下の点に注意して消毒・清掃を行う。
 - ・感染者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、感染者の高頻度接触部位などはアルコール(70%)あるいは0.05%(500ppm)の次亜塩素酸ナトリウム溶液による清拭で物品等の消毒を行う。
 - ・感染者が使用したトイレは、0.1%(1,000ppm)次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはアルコール(70%)による清拭を実施する。
 - ・次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭したあとは、水拭きを行う。

3 その他

本マニュアルは、令和2年4月27日現在の行政機関等が公表している資料を基に作成したものであり、今後、修正・変更する可能性がある。

○ 参考文献等：

- 1) (一社)日本環境感染学会、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版改訂版」(令和2年3月10日)

- 2) 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- 3) 国立感染研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター, 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(令和2年4月7日)
- 4) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル(第1版)(令和2年4月23日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- 5) 病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日 厚生省健康政策局指導課長)
- 6) 新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について(令和2年4月23日 (一社)日本病院寝具協会)
- 7) CDC: Cleaning and Disinfection for Community Facilities (Interim Recommendations for U.S. Community Facilities with Suspected/Confirmed Coronavirus Disease 2019), 1 April, 2020 (<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/organizations/cleaning-disinfection.html>)

Q&A

質問1 消毒用アルコールが入手できません。どのような代用品が考えられますか？

回答 医薬品及び医薬部外品に該当しない高濃度エタノール製品の使用も可能ですが、エタノール濃度が70～83%の範囲内であることを確認して使用してください。

質問2 長袖ガウンが入手できない場合、どのような代用品が考えられますか？

回答 雨合羽のように、体を覆うことができ、破棄できるものでも代用は可能ですが、未使用であることを確認の上、使用してください。

質問3 ペーパータオルが入手できない場合、どのような代用品が考えられますか？

回答 化学繊維のものを使用してください。使い捨てができない場合は、リネンの取扱い(体液で汚れていない場合は、手袋とサージカルマスクを付け、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かす。体液で汚れている場合は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクをつけ、消毒(80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%(1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム溶液につける。)を行う。)にならって再利用してください。